

昭和初期における足利市の風致地区設定過程に関する一考察

足利工業大学 学生会員 長谷川 友
足利工業大学 上原 憲人
足利工業大学 正会員 福島 二郎

1. はじめに

2003年7月に「美しい国づくり政策大綱」が打ち出され、これを受けて翌年6月に「景観法」が一部公布され、さらに2005年6月に同法が全面施行されるに及び、これからの都市計画行政における重要課題となった。このように、景観に関する法制度はこの「景観法」により結実したが、一方、景観保護や都市美に関する施策は従前から行われており、1919年公布の旧都市計画法および市街地建築物法に明示された風致地区・美観地区がその端緒となる。そして、その出発点における導入背景および計画概念を明確にすることが、今後の景観行政にとって重要であると考えられる。そこで本研究では足利市を事例対象として、わが国における風致保護についての概念の検証、

足利市の風致地区設定過程とその考え方の検証、足利市風致地区の特徴について考察することを目的とする。

2. 風致行政の考え方とその展開

明治維新を契機としてわが国では、廃物毀積の影響により古美術等の旧物破壊が行われ、その保護を目的として1871年に古器旧物保存方が布告された。その後、由緒ある神社仏閣の建造物や宝物類の保存と維持修理を目的とした1897年の古社寺保存法、そして1919年には史蹟名勝天然記念物保存法が制定され、古美術だけでなく名所・旧跡や学術上価値のある植物等までその保護の対象が拡大した。栃木県では、この史蹟名勝天然記念物保存法の制定を受けて1920年に「栃木縣史蹟名勝天然記念物調査會規則」が定められ（栃木縣訓令甲第29号）、各市町村に対して調査の依頼が行われた。1926年に「栃木縣史蹟名勝天然記念物調査報告書」が発行され、足利市では史蹟として2件が指定されている。このような文化財保護施策と並行して、1919年には旧都市計画法と市街地建築物法が制定され、風致地区の設定が可能となった。

3. 風致地区設定過程についての検証・分析

(1) “風致保護”思潮の概念の変遷と確立

1919年の旧都市計画法の制定によりはじめて風致地区が創設されたが、当初において機能しなかった。それは、古器旧物保存方や史蹟名勝天然記念物保存法と違い対象が明確でなく、“風致”の概念が不透明だったことに起因している。風致地区の概念が明確になってくるのは、1927年の

北村徳太郎による「風致地区に就て」以降であり、北村はその論文の中で風致の概念を示している（表1）。これにより対象物がある程度絞られ、風致地区の“イメージの提示”が行われたと言える。しかしながら、この時点ではその対象となるものの保全に重点が置かれ、人工の手を加える“創造”の発露は見出せない。また、同じく1927年には「都市計画調査資料及決定標準」（「都市計画必携」都市研究会）の中の『都市計画区域調査資料』の項目に「風致景勝地図」が明示され、その後1933年の「都市計画調査資料及計画標準二関スル件」（地方長官宛内務次官通牒）においてさらに整理された内容が明記されている（表2）、この通牒には「風致地区決定標準」も示されている（表3）、1933年の

「風致地区決定標準」の内容は「風致景勝地図」の項目を包含するとともに、空間的な広がりが見出せる。また、後述するが、1935年における宇都宮市および足利市の風致地区設定に際して、人工の手を加える姿勢が打ち出さ

表1 昭和2年「風致地区に就て」における風致地区の概念

1. 山川草木の景及至其等が添景を與へる趣」と解釈
2. 山川草木や奇岩怪石の風景のみだけに留まらず、建築物による美的感興を湧起する風景
3. 歴史的感興を湧起する風景また、時代の趣味性に適應する作物等
4. 温泉都市または遊覽都市も含められる
5. 現在風致あるところでなければならず、将来美化計画地とされる土地は該当しない

表2 昭和2年都市計画調査資料

昭和2年	昭和8年
1. 市街地化ノ見込ミナキ風致景勝地	・風致景勝地
2. 地方古来ノ四季行楽遊觀地（別荘地、沿岸地、公園及その付近地）	・行楽遊觀地
3. 風致景勝地ノ故ヲ以テ宅地化スル見込アル地	・歴史上顯著ナル土地
4. 歴史上顯著ナル土地	

表3 昭和8年風致地区決定標準

1. 季節ニ応ズル各種ノ風景地
2. 公園、社寺苑、水辺、林間、其ノ他公開慰樂地
3. 史的又ハ郷土的意義アル土地
4. 樹木ニ富メル土地
5. 望眺地
6. 前各号ノ附近地ニシテ風致維持上必要アル地帯

「風致地区決定標準」の内容は「風致景勝地図」の項目を包含するとともに、空間的な広がりが見出せる。また、後述するが、1935年における宇都宮市および足利市の風致地区設定に際して、人工の手を加える姿勢が打ち出さ

れて、積極的な創造の方向性が確立されていったものと思われる。

(2) 足利市風致地区設定の考え方

足利市風致地区は、内務省告示第 551 号として内閣の認可を得たのは 1935 年 10 月である。従って、その設定は 1933 年の「風致地区決定標準」を基にしていると考えるのが妥当である。しかしながら、その設定過程には「風致景勝地図」が大きく関わっているものと思われる。昨年度収集した 3 枚の風致景勝地関連の地図の内、作業用と思われる地図の凡例からみると、調査は 1927 年の指針を基に行なわれたものと考えられる。完成版と思われる「風致景勝地図」には 12 箇所の風致景勝地が示されている。そこで、この 12 箇所選定の根拠について検証を行った。2 箇所は「栃木縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書」に史蹟として登録されており、10 箇所の内 9 箇所については、当時出版されていた「足利案内」「絵葉書」「新聞の名所・旧跡特集」等に採り上げられており、名所として広く認識されていたものと考えられる。他の 1 箇所は今回調査した当時の資料には採録されていない雷電神社(足利市本城)であるが、1928 年に無格社から村社への昇格・神饌幣料供進神社への指定申請を行なっている。このような一連の動きと風致景勝地指定との関わりについては今後さらに調査を要する。さて、図 1 は足利市風致地区指定図と風致景勝地を重ねて作成した。都市計画区域から外れた行道山と連結した景勝地である 大岩山は除かれているが、他の 11 箇所はすべて風致地区 6 箇所に包含されている。そして、その単体の景勝指定地を核とした自然景観の広がりとして指定されている。この風致地区の指定は、1935 年 9 月 13 日に開催された「第 8 回都市計画栃木地方委員会」において審議・決定された。同時に審議された宇都宮市風致地区の議案説明の中で、「…風致維持ト申シマシテモ徒二現状墨守デハナク積極的二人工ヲ加ヘ景趣ヲ保育スルノハ寧口望ムノデアリマス…」との考え

を示し、続いて審議された足利の場合も同様であるとしている。ここに、保全から創造へという保護手法の移行が認められる。さらに、当代における公園設計の第一人者である本多静六博士の言として紹介された「…(足利市は)都市其ノママガ公園トシテノ性質ヲ有スル…」は興味深い。

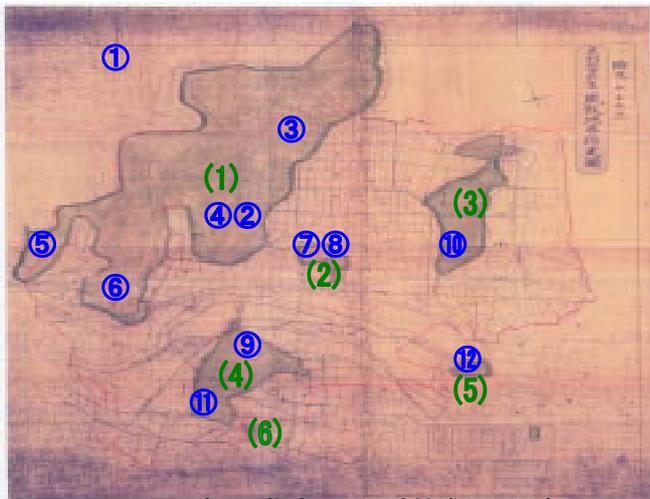


図1 風致地区指定図と風致景勝地の関連図
 (「足利都市計画風致地区指定図」と「風致景勝地図」をもとに制作)

表4 風致地区内に包含される風致景勝地

風致地区	風致景勝地図に示された景勝地
(1)足利史蹟	足利学校 鍬阿寺
(2)両崖山	両崖山 雷電神社 西ノ宮神社 水使神社 足利公園
(3)東山	富永遊園地
(4)岩井山	岩井山
(5)浅間山	浅間山 八幡宮
(6)明神山	なし

4. まとめ

本研究の成果は、以下のとおりである。

(1) わが国における風致保護の概念は、古美術・工芸品・社寺等の文化財の保護に端を発し、それらは史蹟(文化的・歴史的資産)として捉えられるとともに、さらに名勝・天然記念物といった景勝地(自然的資産)へも対象を広げていった。

(2) このような保護思想の一応の結実となったのが風致地区の指定であった。その内容は、史蹟等を含めたその周辺地域の自然環境の保護であり、言わば個々(点)から包括的(面)保護への移行であった。また、風致行政の手法は、資産の保護・維持から、昭和前期以降は積極的な景観の創造へと転換した。

(3) 足利市の風致地区は、都市計画調査資料として作成された「風致景勝地図」を基として、当時の思潮である個(風致景勝地)を包含する面としての景観を対象としている。しかしながら、もう一つの思潮である景趣の創造は 6 箇所のうち 2 箇所にとどまった。それは、本多静六博士の言にもあるとおり市域全体がすでに景趣に富んでいたということに起因しており、このことは今後の景観行政の遂行に際して含蓄を呈していると思われる。